

精華町子どもの読書環境整備 5 か年計画（第五次）

【概要版】（案）

1. 計画策定の趣旨

本町では、平成 18 年度に「読書で描こう せいか未来図～精華町子どもの読書活動推進計画～」を策定し、平成 19 年度からは「精華町子どもの読書環境整備 3 か年計画」を、平成 22 年度からは、第二次となる 5 か年計画を策定し、今日まで改訂を重ね、子どもの読書環境整備に取り組んできました。令和 6 年度をもって第四次計画期間が終了するため、このほど、国の計画改正の趣旨や、計画の進捗状況などをふまえて計画の見直しを行い、第五次計画（案）を策定しました。

2. 国・府の施策との関連

平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、子どもの読書活動推進に関する基本理念と国や地方公共団体の責務、事業者の努力や保護者の役割などが明らかにされました。これを受けて、国は、平成 14 年 8 月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、第五次基本計画（令和 5 年度～令和 9 年度）に基づいた取り組みが進められています。また、京都府でも、平成 16 年 3 月に「京都府子どもの読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定し、第五次推進計画（令和 7 年度～令和 11 年度）による取り組みが予定されています。本町の第五次計画（案）は、これらの国や府の計画の動向を踏まえたものとなっています。

3. 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

4. 主な変更点 方策の追加

(1)多様な子どもたちの読書機会の確保 ・多様な児童生徒の可能性を引き出す蔵書の充実 ・障害を持つ子どもに沿ったサービスの展開（バリアフリー図書の定期的・継続的な収集、障害を持つ子どもや家族、関係者など当事者の意見の取り組みへの反映、サピエ書館やデージー図書などの活用） ・多くの子どもが絵本に出会うきっかけとなるよう、妊婦や保護者にむけた絵本紹介など、大人への啓発	(2)デジタル社会に対応した読書環境の充実 ・図書館システムの貸出し記録機能の活用による読書習慣の醸成 ・オンラインによる読書会 ・デジタルアーカイブの活用検討 ・図書館システムにおける ICT 導入に関する、学校教育課との具体的情報収集
(3)子どもの視点 ・児童生徒のニーズの選書への反映 ・子どもの意見をふまえた取り組みの実施、企画段階からの子どもの参画促進	(4)資料の計画的整備 ・保護者や園児との対話を通じた読書環境の把握 ・子どもが郷土資料にアクセスしやすい工夫の検討
(5)図書館および学校図書館の運営充実 <図書館> ・研修などを通じた図書館職員の児童サービスの専門性の向上 <学校> ・移行期（入学時など）のオリエンテーションの実施	(6)団体の連携促進 ・公立・私立の別や、所管を超えた協力・連携方法の検討